

一般社団法人 宮崎県空手道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 宮崎県空手道連盟（以下「本連盟」という。）規約 第42条に基づき倫理委員会を設置、関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する信頼を確保することを目的とする。

(倫理委員会の設置)

第2条 本連盟規約 第42条に基づき倫理委員会を設置する。

2. 会長は、自身あるいは本連盟規約 第26条第3項に規定する常任理事（業務執行理事）のいずれかを、前項に定める倫理委員会に従事させるものとする。
3. 倫理委員会の委員の半数以上は、外部有識者によるものとする。
4. 倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

(本規程の適用範囲)

第3条 前条に規定する「本連盟関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 本連盟規約に規定する正副会長・理事・監事・評議員及び顧問・相談役・参与並びに部会・委員会委員（以上をあわせて、以下「役員等」という。）
- (2) 本連盟規約に規定する事務局員（以下「局員」という。）
- (3) 本連盟規約に基づく加盟団体及びその所属会員

(本連盟関係者の基本的責務)

第4条 本連盟関係者は、関係法令、本連盟規約、関係規程を遵守し、空手道の健全な普及・発展に努めるとともに、それぞれの職務を遂行しなければならない。

(本連盟関係者の遵守事項)

第5条 本連盟関係者は別に定める倫理に関するガイドラインに基づき次の行為をしてはならない。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等を行うこと。
- (2) 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを行うこと。
- (3) ドーピング及び薬物乱用を行うこと。
- (4) 賭博行為、違法な金銭の授受などの社会的規範に照らし合わせ不適切と認められる行動または暴力団などの反社会的勢力と関わること。
- (5) 本連盟内・外の金銭の横領、施設・用器具等の購入などに関わる贈収賄行為、不適切な経理的指導又は監査。
- (6) 本連盟内・外における不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供。
- (7) 第10条に定める通報・相談窓口の利用を理由とした不利益となる取り扱いや嫌がらせ行為等。
- (8) 法令や本連盟の諸規程、処分等に違反すること。
- (9) そのほか、倫理に関するガイドラインに準ずる不当な行為。

2. 本連盟関係者は社会倫理に反する行為の予防を徹底しなければならない。
違反した本連盟関係者に対しては厳正に必要な措置をとるものとする。
3. 指導的立場にある者と選手との関係の在り方については、相手の立場を尊重し、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるものとする。

第6条 本連盟及び加盟団体は経理規程等に則り適正な経理処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。不正行為が認められた場合は厳正に必要な措置をとるものとする。

第7条 本規程に掲げられた事項以外においても社会規範としての慣習、道德、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

(違反行為の処分)

第8条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 役員等・局員

除名、賠償、解任、一定期間の資格停止、注意、その他必要に応じた処分を行う。

(2) 加盟団体及びその所属会員

承認の取消、賠償、一定期間の資格停止、除名、注意の処分を行う。

2. 処分の前提となる事項は、証拠及び証言に基づいて認定する。
3. 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。ただし、当事者の同意がある場合、又は当事者が弁明の機会を拒否若しくは無断欠席をした場合はこの限りではない。
4. 本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行い、同書面には倫理委員長及び委員が署名する。
5. 理事会は、前項の認定に従い、必要な処分を行う。

(処分の通告)

第9条 処分が理事会により決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体に文書により通告する。なお、必要に応じて当該者の氏名を公表することができる。

(通報・相談窓口の設置)

第10条 本連盟は、違反行為の通報・相談を受け付けるため、事務局内に通報・相談窓口を設置する。また、通報・相談窓口に関する規定は別に定めるものとする。

(不服申し立て)

第11条 本連盟の決定した処分内容に対し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

2. 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

令和3年4月1日改正・施行